

緊急肝炎ウイルス検査事業実施要領

平成20年5月21日

宮崎県健康増進課

1 事業の目的

保健所等が行う肝炎ウイルスに関する検査及び相談事業に加え、宮崎県医師会への委託により、協力医療機関（以下、「医療機関」という。）が実施する肝炎ウイルスに関する検査（以下「検査」という。）によって、県民の利便性及び早期受診を図り、当該感染症の拡大防止及び肝がんへの進行防止を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 以下の肝炎ウイルス検査を宮崎県医師会へ委託する。

- ① C型肝炎ウイルス（HCV）検査
- ② HBs抗原検査

(2) 対象者

宮崎県民（宮崎市民を除く）かつ20歳以上で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

※ 医療保険各法その他の法令に基づく事業及び健康増進法の対象者はそれぞれの事業を優先する。

(3) 費用

検査に係る費用については、検査受診者からは徴収しない。

3 事業の実施

(1) 医療機関における検査

医療機関は、上記対象者の要件を満たす検査希望者に対し、問診票（様式2）を交付する。医療機関は、提出された問診票に基づき、肝炎ウイルス検査報告書（様式1）を作成（下欄「報告の同意」に検査希望者からの署名を得る。）し、無料検査を実施する。

① HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価郡、中力価郡及び低力価郡に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

② H C V 核酸増幅検査

H C V 抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

③ H B s 抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(2) 医療機関における肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照)

① H C V 抗体検査

ア H C V 抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

イ H C V 抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、H C V 核酸増幅検査を行うこと。

ウ 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が低い」と判定。

② H C V 核酸増幅検査

H C V 抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、H C V - R N A の検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

③ H B s 抗原検査

凝集法等を用いて、H B s 抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

但し、H B s 抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(3) 医療機関における受診者への検査結果の通知及び指導

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

また、H C V 検査において、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者、及び、H B s 抗原検査において「陽性」と判定さ

れた者については、治療等の受診を勧奨する。

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陰性」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(4) 医療機関における検査結果及び問診票の管理

各検査結果及び問診票については、適切に管理する。

4 事業の実績報告及び委託料の請求

- ① 医療機関は、事業の実績について月別に集計の上、翌月の5日までに肝炎ウイルス検査報告書及び問診票を添えて、宮崎県医師会へ請求する。(様式3)
- ② 宮崎県医師会は、事業の実績について月別に集計の上、翌月の15日までに宮崎県健康増進課へ請求する。(様式4)

5 検査委託料の支払い

宮崎県健康増進課は、宮崎県医師会からの報告及び請求に基づき宮崎県医師会へ委託料を支払うものとする。

附 則

この要領は平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は令和4年8月1日から施行する。

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領第4の規定により提出されている書類は、この要領による改正後の規定により提出された書類とみなす。

附 則

この要領は令和5年9月1日から施行する。